

## 金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

株式会社 マネーパートナーズ

＊ ＊ この書面は、金融商品取引法第37 条の3 の規定によりお渡しするものです。

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替えを行います。

### ◇手数料など諸費用について

- ・ 当社は、有価証券のお預りについては、料金をいたしません。
- ・ ただし、有価証券を同業他社へ移管される場合等は、別紙①「手数料等のご案内」に記載の出庫手数料をいただきます。
- ・ また、各種証明書の交付を希望される場合は、別紙①「手数料等のご案内」に記載の各種証明書交付手数料をいただきます。

### ◇この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37 条の6 の規定の適用はありません。

### ○金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、有価証券のお客様からの入庫は、株式会社証券保管振替機構を通じての同業他社からの移管による振替入庫のみ取扱います。

なお、単元未満株式の入庫を原則取扱わない等、当社の判断により、入庫をお断りする場合があります。

### ○当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28 条第1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社は、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

### ○この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解除されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

#### ○当社の概要

商号等	株式会社 マネーパートナーズ 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2028号
所在地	〒106-6233 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー33階
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本投資者保護基金
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	31億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成20年5月
連絡先	コールセンターにご連絡ください。 フリーダイヤル：0120-860-894 E-mail：info@moneypartners.co.jp